

第三次
福島県子ども読書活動推進計画

ふくしまの
未来をひらく 読書の力



平成27年2月
福島県教育委員会



第三次「福島県子ども読書活動推進計画」目次

はじめに	1
第1章 第三次「福島県子ども読書活動推進計画」策定にあたって	2
1 計画策定の背景	2
(1) 国の動向	
(2) 県の動向	
(3) 社会情勢の変化	
2 第二次「福島県子ども読書活動推進計画」の進捗状況について	4
(1) 成果と課題	
(2) 数値目標の進捗状況	
3 第三次「福島県子ども読書活動推進計画」の基本的方針	12
(1) 計画の基本的な考え方	
(2) 基本方針	
(3) 計画期間	
第2章 推進の方向性と具体的な取組	14
第三次「福島県子ども読書活動推進計画」の体系図	14
基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために	15
(1) 学校等における子どもの読書活動の推進	
(2) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(3) 地域における子どもの読書活動の推進	
(4) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進	
基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために	28
(1) 図書館の整備・充実	
(2) 学校図書館の整備・充実	
(3) 連携・協力体制の構築	
基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために	35
(1) 推進のための普及や啓発	
(2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供	
(3) 優れた取組の奨励と優良図書等の普及	
第3章 計画の推進・進行管理	38
1 計画の推進体制	
2 計画の進行管理	
第三次「福島県子ども読書推進計画」数値目標	40
用語解説	42
参考文献・資料	45
資料	46

はじめに

平成23年3月11日の東日本大震災と、それに続く原子力発電所の事故は、私たち福島県民に大きな試練を与えました。子どもたちは、あたりまえに過ごしていた日常生活を奪われ、大きな不安に直面しました。中には大切な人の尊い命を失い、心に深い悲しみの傷跡を残した子どもたちもいました。その窮地を救おうと、国内はもとより世界中の多くの国々から「支え合う心の優しさ」が届けられました。避難所に暮らす子どもたちのもとに、たくさんの本や絵本が贈られ、多くの読み聞かせや昔話りのボランティアが被災地を訪れ、子どもたちが参加するワークショップなども開催されました。これらの活動は子どもたちや周りの大人の心のよりどころとなり、生きる希望を取り戻すきっかけとなりました。この貴重な経験から、読書活動は子どもたちが未来へ向かってたくましく生き抜くための活力の源となることが、改めて認識されました。

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(子どもの読書活動推進に関する法律 第2条)であるとともに、乳幼児期の読み聞かせから始まる子どもの読書活動は、知的、情緒的、精神発達的にも大きな役割を果たし、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくために重要なものです。

福島県教育委員会では、「“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり」という基本理念のもと、教育施策の推進に努めており、子どもの読書活動については、平成16年3月に第一次「福島県子ども読書活動推進計画」を策定し、平成22年3月には二次計画を定め、様々な取組を進めてまいりました。

この間、学校における多様な読書活動の取組が広がり、保護者や地域のボランティアと学校、図書館等との連携による読書活動が推進されました。さらに市町村における子ども読書活動推進計画の策定率の増加が見られる等、子どもの読書活動の大切さに対する認識が広まってきました。一方、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されてないという課題も見られています。

そこで、国の新しい基本計画及びこれまでの取組や成果と課題を踏まえ、今後おおむね5年間の本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を明らかにした第三次「福島県子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

福島県教育委員会では、この計画に沿って、子どもたちが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、市町村教育委員会、学校、公立図書館等の関係機関や団体等と連携・協力し、子どもの読書活動を推進してまいります。そして、震災後にいただいた御厚意に応えるためにも、そして福島の復興や世界に貢献できる人材を育てるためにも読書の必要性をうたえてまいります。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、「福島県子ども読書活動推進会議」の委員の方々をはじめ、県民の皆様から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

平成27年2月

福島県教育委員会教育長 杉 昭重



第1章

第三次「福島県子ども読書活動推進計画」策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律*」（以下「推進法」という。）が平成13年12月に成立しました。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画*」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日*」とすること等を示しました。

それに基づき、平成14年8月に基本計画（「第一次基本計画」）、平成20年3月に第二次基本計画が定められました。第二次基本計画期間中には、図書館法*の改正、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準*」の改正等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされるとともに、平成22年を「国民読書年*」とすることが定められました。

第二次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を踏まえ、平成25年5月には、今後おおむね5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにした第三次基本計画が策定されました。

(2) 県の動向

福島県においては、平成16年3月に、学校、家庭、地域等がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもの読書活動推進の基本となる方針と具体的な方策を明らかにした「福島県子ども読書活動推進計画」（「第一次計画」。以下「第一次計画」という。）を策定しました。

平成20年3月には、推進の視点を普及啓発から実践に重点を置くなど、計画内容の一部を見直したほか、第一次計画の推進状況を把握するための指標として数値目標を設定し、第一次計画の後期における各種取組を推進してきました。

平成22年3月には、第6次福島県総合教育計画との整合性を図りながら、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境を整備するため、県や市町村等が実施すべき施策の方向性をまとめた第二次「福島県子ども読書活動推進計画」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。県内市町村においても、第二次計画期間中の平成27年2月現在、県内54市町村が子ども読書活動推進計画を策定しており、全県的に子どもの読書活動の推進に向けた取組の体制が整いつつあります。

(3) 社会情勢の変化

子どもの読書活動を取り巻く情勢は、第二次計画の策定からおおむね5年の間に変化しており、本計画の推進に当たり、留意すべき事項として以下のものがあります。

<新学習指導要領の全面实施>

平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領では、総則において、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と記されるなど、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な読書活動の充実を定めています。

特に、小・中学校では、目的に応じて本や文章を選んで読んだり、それらを活用して自分の考えを記述したりすることの大切さや、日常的に読書に親しむためには、計画的に学校図書館を利用し、必要な本などを選ぶことができるようにすることの大切さが示されています。

また、高等学校でも学校図書館の計画的な利用とともに、地域の図書館などと連携し、読書の幅を広げ、生涯にわたって読書に親しむ態度を育成することや、情報を使いこなす能力を育成することが大切であるとされています。

<図書館法・学校図書館法の改正>

平成20年6月には図書館法が改正され、図書館サービスのために留意すべき事項の一つとして「家庭教育の向上に資すること」（第3条）が加えられました。

また、図書館が行う事業として、「学習成果を活用して行う教育活動の機会提供」（第3条第8号）を追加、「司書及び司書補の資格要件の見直し」（第5条）のほか、「県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める」（第7条）の規定が整備されました。

図書館法の改正等を受け、平成24年12月に文部科学省は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を改正し、市町村立図書館における乳幼児や児童・青少年等に向けた図書の整備・提供や読み聞かせの実施、支援を規定しました。

また、平成26年6月には、学校図書館法が改正され、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書*と位置付け、これを学校に置くよう努めることとされました。（P52～P54資料4）

<新しい情報通信技術を活用した読書環境の拡大>

近年の携帯電話、スマートフォン、パソコン等の情報通信機器の急速な普及は、これからの子どもの読書環境に大きな影響を与えることが考えられます。平成22年は「電子書籍*元年」と呼ばれ、読書を楽しむための新しい電子端末も相次いで登場し、読書の新たな手段として普及しつつある電子書籍についても、今後の推移に十分留意する必要があります。



2 第二次「福島県子ども読書活動推進計画」の進捗状況について

(1) 成果と課題

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

① 家庭における子ども読書活動の推進

第二次計画数値目標2

□ 家庭における読書活動を推進し、「本を1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合」を減少させます。

＜本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合＞

	平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
小学校	97.9%	100%	98.5%
中学校	83.1%	90%以上	83.7%

(「読書に関する調査」(H25)：義務教育課)

- ・ 家庭において、「読んだ」と回答した児童生徒の割合は増加していますが、学年が上がるにつれて本を読んだ割合は減少しています。(参考：高校生の達成状況51.0%)
- ・ 本を読まない理由としては、小学生は「マンガ等が楽しい」「遊びが楽しい」「ゲームが楽しい」となっており、中学生は「勉強等で忙しい」「マンガ等が楽しい」「本が嫌い」高校生は「マンガ等が楽しい」「部活動で時間がない」「読まなくても困らない」と続いています。興味や関心が多様化する中高生に対して読書の意義に対する理解を促し、自主的な読書活動を促す取組を進める必要があります。
- ・ 学校教育における読書活動が推進されてきたことで、家庭における読書活動の大切さが再認識されています。幼い時期から読書習慣を身に付けるためには、保護者に対する意識啓発が重要であり、講座の開催や情報提供により、保護者への理解を一層深めていく必要があります。
- ・ 乳幼児期から家庭で本に親しむ取組として、市町村におけるブックスタート*運動が広がりを見せています。今後は乳幼児健診時等において絵本の読み聞かせ等、親子のコミュニケーションを図る読書活動を推進していく必要があります。
- ・ 家庭教育に関する講座等において、子どもの読書活動の重要性、乳幼児期からの読み聞かせ等の必要性について、保護者の学ぶ機会が設けられるよう努めることが大切です。



【福島市：子どもライブラリーでのお話会】

② 地域における子ども読書活動の推進

第二次計画数値目標 1

□ 子ども読書活動推進を県民に広く認識してもらうため、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を促します。

＜市町村における子ども読書活動推進計画の策定率＞

平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
18.6%	60%以上	91.5%

(「社会教育課調査」(H27.2 現在):社会教育課)

第二次計画数値目標 4

□ 多くの県民に読書に親しんでもらうため、公立図書館等の個人の貸出冊数の増加を図ります。

＜県立図書館、市町村立図書館、私立図書館、公民館図書室における図書の県民一人あたりの個人貸出冊数＞

平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
3.79冊	4.3冊以上	3.45冊

(「福島県公立図書館図書室実態調査」(H25):県立図書館)

第二次計画数値目標 6

□ 利用者の利便性の向上を図るため、図書館の情報化・ネットワーク化を推進します。

＜図書館情報ネットワークシステムへの参加市町村数＞

平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
7市町村	20市町村以上	21市町村

(「福島県公立図書館図書室実態調査」(H26):県立図書館)

- ・ 市町村における子ども読書活動推進計画の策定が、この5年間で大きく進んでいます。今後は、県内全市町村での策定を進めるとともに、策定している市町村においては計画の進捗状況を点検・評価し、見直しを図り、第二次・第三次の改定に向けた取組が必要です。
- ・ 県立図書館は、市町村立図書館等へ資料の貸出等側面的支援を行うとともに、その搬送システムの整備や図書館情報ネットワークの推進等による連携の充実に努めてきました。東日本大震災に伴い避難を余儀なくされている自治体に対しての図書館活動の再開を踏まえた継続的な支援が今後の課題となります。

③ 学校等における子ども読書活動の推進

第二次計画数値目標3

□ 学校において多様な読書活動を実施し、子どもの読書活動の推進のための取組を促進します。

＜多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合＞

	平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
小学校	88.3%	95%以上	99.8%
中学校	60.3%	80%以上	93.9%
高等学校	55.6%	70%以上	76.1%

(「読書に関する調査」(H25)：義務教育課)

- ・ 読み聞かせに加え、ブックトーク※、読書感想文、推薦図書コーナーの設置等、学校種によって力を入れる内容は異なってはいますが、多様な読書活動に積極的に取り組んでいることが伺えます。特に、小学校においては、保護者やボランティアの協力も得ながら、読書活動の取組を継続して実施する学校が多くなっています。
- ・ 児童生徒の情報収集及び情報活用能力の育成のために、学校図書館がもつ学習活動の支援や情報の収集、選択、活用等の機能を活かし、各教科等における調べ学習で学校図書館の計画的な利用を促進していくことが必要です。
- ・ 学校図書館の「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能だけでなく、児童生徒にとって、生き生きとした学校生活を送るための「心の居場所」としての機能を充実していくことが望まれます。
- ・ 幼稚園や保育所等においては、発達段階や興味・関心に応じた絵本や物語等に親しむ体験、多様なおはなし会の実施等、楽しい読書の時間が提供されるよう促します。
- ・ 司書教諭※は、小・中学校及び高等学校の12学級以上の学校で発令されています。しかし、その多くの学校では、学級担任の兼務などにより、その役割を十分果たせていないという状況が見られます。また、学校司書は、12学級以上の県立高等学校にすべて配置されていますが、小・中学校における配置は、まだ低い状況です。児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校司書の重要性はますます高まっています。

④ 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

- ・ 県立図書館や市町村立図書館は、障がいのある子どもの支援として、特別支援学校や特別支援学級へのおはなし会や図書の貸出し等、障がいの状況に応じた児童サービス※の充実を図っています。
- ・ 障がいのある子どもや帰国子女、外国籍の子どもたちの支援のための図書整備や情報提供をさらに充実していく必要があります。

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

① 公共図書館等の機能の充実

第二次計画数値目標9

□ 子どもの読書活動に関する読書ボランティアの団体の活性化を図ります。

＜読書ボランティアの団体数、人数＞

	平成21年度数値	平成26年度目標値	達成状況
団体数	286	330以上	169
人数	4,299人	5,000人以上	1,741人

(「社会教育課調査」(H26)：社会教育課)

- 県や県立図書館、市町村立図書館等では、市町村立図書館の職員や読書ボランティアを対象とした研修会を実施し、子どもの読書活動の支援者の育成を図りました。震災等の影響により読書ボランティアの団体数、人数は減少しましたが、一方で研修会への参加者が増加する等読書ボランティアの活動に対する意識の高まりが見られています。

② 学校図書館の機能の充実

第二次計画数値目標5

□ 児童生徒の読書活動を支援するため県立図書館から学校図書館への貸出冊数の増加を図ります。

＜県立図書館による学校図書館への貸出冊数＞

平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
1,029冊	5,000冊	4,666冊

(「福島県公立図書館図書室実態調査」(H25)：県立図書館)

第二次計画数値目標7

□ 学校における読書活動を支援するため、学校図書館と公立図書館の連携を促進します。

＜公立図書館と連携している学校の割合＞

	平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
小学校	62.3%	80%以上	74.4%
中学校	26.8%	40%以上	32.0%
高等学校	37.8%	60%以上	56.8%

(「読書に関する調査」(H25)：義務教育課)

- ・ 『読書のきっかけ』について、小学校では「学校図書館で見つけた」という児童の割合が多い一方、中高生は「本屋で見つけた」の回答が圧倒的に多く、「学校図書館で見つけた」と回答した割合は低くなっています。また、同様に『本を手に入れた方法』も、中高生の回答は「学校図書館を利用」は低いのが現状です。
- ・ 学校司書を配置する市町村は増えていますが、人と本を結ぶ意味から、その積極的な配置が望まれます。
- ・ 学校図書館図書標準*の達成率は、全国平均を上回っていますが、情報が古くなった図書等の廃棄や更新を行いつつ、計画的な図書資料の整備や充実が求められています。
- ・ 学校図書館の利便性向上と公共図書館等との図書資料の相互貸借*等のため、学校図書館における情報機器等の整備や資料情報のデータベース化、情報公開を行うためのインターネット整備等、学校図書館の整備を図ることが望まれます。

③ 家庭、地域、学校等における連携の推進

第二次計画数値目標 8

- 学校図書館において読書ボランティアと連携し、子どもの読書活動を推進します。
 <読書ボランティアが参画している学校図書館の割合>

平成20年度数値	平成26年度目標値	達成状況
61.1%	75%以上	76.8%

(「読書に関する調査」(H25):義務教育課)

- ・ 読書ボランティア団体が公立図書館や学校において、おはなし会等を行う機会が増えています。今後は子どもの読書活動を支える多様な活動を広げるための研修の充実が求められます。
- ・ 公立図書館による学校図書館への図書資料の貸出しは進んでいるものの、公立図書館の司書と学校職員の人的な連携の面では十分とは言えない状況があるため、協力体制が充実するように働きかけていく必要があります。



【下郷町：小学校での読み聞かせ】



【飯館村：移動図書館「こあら号」の貸出し】

基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

① 推進のための広報・啓発

- ・ 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間※」等における市町村の様々な行事やイベントの実施により、子どもの読書習慣の確立につながるよう、引き続き実施内容の工夫に努めることが望まれます。
- ・ 地域全体で、子どもの読書活動推進を進めていこうという意識啓発の取組が求められます。

② 子どもの読書活動に関する情報の収集と提供

- ・ 公立図書館をはじめ、学校、ボランティア等の子どもの読書活動に関わる情報を収集するとともに、広報誌やホームページ等を活用し情報の提供に一層努めることが必要です。

③ 優れた取組の奨励と優良図書等の紹介

- ・ 子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体（個人）を選考し、国の表彰事業に推薦するとともに、広報媒体等を活用しその実践内容の紹介に努めています。
- ・ 県青少年健全育成審議会が推薦する優良図書や各種団体等の推薦図書の紹介を家庭や関係機関に周知していくことも必要です。



【檜葉町：朝の読書風景】



【石川町：子ども読書事業】



【大玉村：おはなし会】



【昭和村：教職員による読み聞かせ】

(2) 数値目標の進捗状況

番号	目 標	指 標	当初値	目標値	現状値	出 典			
			平成20年	平成26年					
1	子ども読書活動推進を県民に広く認識してもらうため、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を促します。	市町村における子ども読書活動推進計画の策定率	18.6%	60%以上	91.5%	「社会教育課調査」(H27.2) 【社会教育課】			
2	家庭における読書活動を推進し、「本を1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合」を減少させます。	本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合	小 学 校			「読書に関する調査」(H25) 【義務教育課】			
			97.9%	100%	98.5%				
			中 学 校			83.1%	90%以上	83.7%	
3	学校において多様な読書活動を実施し、子どもの読書活動の推進のための取組を促進します。	多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合	小 学 校						「読書に関する調査」(H25) 【義務教育課】
			88.3%	95%以上	99.8%				
			中 学 校			60.3%	80%以上	93.9%	
			高 等 学 校						
4	多くの県民に読書に親んでもらうため、公立図書館等の個人の貸出冊数の増加を図ります。	県立図書館、市町村立図書館、私立図書館、公民館図書室における図書の県民一人当たりの個人貸出冊数	3.79冊	4.3冊以上	3.45冊	「福島県公立図書館図書室実態調査」(H25) 【県立図書館】			
			1,029冊	5,000冊以上	4,666冊				
5	児童生徒の読書活動を支援するため県立図書館から学校図書館への貸出冊数の増加を図ります。	県立図書館による学校図書館への貸出冊数	1,029冊	5,000冊以上	4,666冊	「福島県公立図書館図書室実態調査」(H25) 【県立図書館】			
6	利用者の利便性の向上を図るため、図書館の情報化・ネットワーク化を推進します。	図書館情報ネットワークシステムへの参加市町村数	7市町村	20市町村以上	21市町村	「福島県公立図書館図書室実態調査」(H26) 【県立図書館】			

第1章 2 第二次「福島県子ども読書活動推進計画」の進捗状況について

番号	目 標	指 標	当初値	目標値	現状値	出 典
			平成20年	平成26年		
7	学校における読書活動を支援するため、学校図書館と公立図書館の連携を促進します。	公立図書館と連携している学校の割合	小 学 校			「読書に関する調査」 (H25) 【義務教育課】
			62.3%	80%以上	74.4%	
			中 学 校			
			26.8%	40%以上	32.0%	
			高 等 学 校			
			37.8%	60%以上	56.8%	
8	学校図書館において読書ボランティアと連携し、子どもの読書活動を推進します。	読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	小 学 校			「読書に関する調査」 (H25) 【義務教育課】
			61.1%	75%以上	76.8%	
9	子どもの読書活動に関する読書ボランティアの団体の活性化を図ります。	読書ボランティアの団体数、人数	団 体 数			「社会教育課調査」 (H26) 【社会教育課】
			286	330 以上	169	
			人 数			
			4,299 人	5,000 人 以上	1,741 人	



【浪江町：朝の読書活動】



【天栄村：放課後子ども教室での読み聞かせ】



【国見町：子ども移動図書館】



【三島町：絵本と読み聞かせの会】

3 第三次「福島県子ども読書活動推進計画」の基本的方針

(1) 計画の基本的な考え方

読書を通して、子どもは読解力や想像力、思考力、表現力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができ、学ぶ楽しさや知る喜びを得ることができます。また、読書を通じて人とのコミュニケーションの基礎を築き、他者への思いやりの心を育むことができます。

読書活動が子どもの学力を高めること、「読書と学力の関係」について関連性があることは様々な調査で示されています。例えば、全国学力・学習状況調査において「読書冊数が多い子ほど学力が高い」傾向が見られることや「読書が好きな子ほど学力が高い」傾向が見られます。(P 46、P 47資料1参照)

また、読書は、脳の発達に良い影響を与えるということも言われています。読書活動において、脳は、長い文を読み下していくために、先に読みとった言葉を瞬時に記憶し、順次把握した内容を短期記憶する働きをしたり、読んでいる文章の内容から連想される自分自身の体験や感情、思考を思い起こし、より高次な思考へと促したりします。

このように読書活動は、視覚中枢、言語中枢(左脳)、右脳(イメージ、空間認識)、海馬(短期記憶)、扁桃体(感情)、大脳皮質(長期記憶)、前頭葉(意欲、創造)等、大脳各部を使い発達させるのです。

また、子ども時代の読書経験が大人になってからの社会性や自己肯定感などに大きな影響を及ぼしていることも、国立青少年教育振興機構の調査(H25.2)でわかりました。

子どもの頃の読書が多いほど、未来志向や自己肯定感、人を思いやる気持ちや社会のルールを守る意識が高い傾向にあること等、読書活動が人生を豊かにすることが明らかにされました。(P 48、P 49資料2参照)

未曾有の出来事を共有した東日本の子どもたちが、特に福島の子供たちが、夢や希望をしっかりと持ち、その実現に向け、自ら考え行動し、最後まであきらめないでたくましく生き抜くためには確かな学力と豊かな心を身に付けることが必要です。

そのためにも、知的活動の基礎となり、子どもの成長にとって大きな意義をもち、人格の形成につながるといっても過言ではない読書活動を推進していくことが重要です。

福島のすべての子どもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

そこで、

『 Fukushima の未来をひらく 読書の力 』

を基本理念(スローガン)に掲げ、以下の3つを基本方針として推進体制を整備し、具体的な施策の方向性を明らかにして取り組んでいきます。

(2) 基本方針

基本方針1

子どもが読書に親しむ機会の充実のために

子どもたちが読書の楽しみを実感するためには、発達段階に応じた本との出会いの場の提供や読書に親しむ機会の拡充が必要になります。そのため、乳幼児期から家庭を原点として、学校、地域等において子どもが本に親しむ機会の充実を目指します。

また、子どもが生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、幼稚園や保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校において子どもの読書活動の推進に向けた特色ある取組が展開されることを目指します。

基本方針2

子どもの読書環境の整備と充実のために

子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において読書に親しむことができる環境の整備の推進を図ります。そのため、公立図書館や学校図書館等の機能の充実や子どもの読書活動を支える人の専門的な知識や技能の向上に努めます。また、学校、家庭、地域、関係機関、団体等が連携・協力する体制の構築による、子どもの読書活動の推進に向けた環境の整備を進めます。

基本方針3

子どもの読書活動についての理解の促進のために

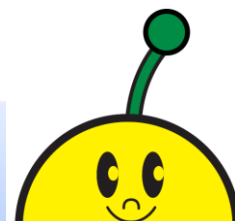
子どもの読書活動の推進のために、読書活動の意義や重要性についての理解を広く普及させるための取組や広報を充実していくことが必要です。

そこで、実践事例等の情報提供や、優れた取組の奨励等、より一層の普及啓発活動に努め、県全体として子どもの読書活動の推進が図られることを目指します。

(3) 計画期間

本計画は、国の新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、第6次福島県総合教育計画の内容とも関連性をもちながら、おおむね5年間を計画期間とします。

第2章



推進の方向性と具体的な取組

第三次「福島県子ども読書活動推進計画」の体系図

第三次
「福島県子ども読書活動推進計画」

＜計画期間＞平成27年度からおおむね5年間

基本理念（スローガン）

ふくしまの未来をひらく 読書の力

基本方針1

子どもが読書に親しむ機会の充実のために

＜推進の方策＞

- (1) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (2) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (3) 地域における子どもの読書活動の推進
- (4) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

基本方針2

子どもの読書環境の整備と充実のために

＜推進の方策＞

- (1) 図書館の整備・充実
- (2) 学校図書館の整備・充実
- (3) 連携・協力体制の構築

基本方針3

子どもの読書活動についての理解の促進のために

＜推進の方策＞

- (1) 推進のための普及や啓発
- (2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供
- (3) 優れた取組の奨励と優良図書等の普及

基本方針 1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

(1) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校等における子どもの読書活動の推進は、読書習慣を形成していく上で、大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

学校教育法第21条第5号において、義務教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されています。

また、平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領では、主な改善事項の一つに各教科等における言語活動の充実が掲げられ、引き続き学校図書館を活用し、言語学習環境を整えていくことが必要とされています。

さらに、学校図書館が、創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む読書センターとして、また、教育課程の展開に寄与する学習・情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが求められます。

このことを踏まえ、幼稚園や保育所、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の子どもの発達段階に応じて、子どもが本に親しみ読書習慣を形成するとともに、学校図書館等を計画的に利用し、各学校の状況に応じた様々な工夫により、子どもの自主的、意図的な読書活動や学習活動を充実させることが期待されます。

県内小・中学校において朝読書をはじめとした全校一斉読書活動に取り組む学校が多いこと、高等学校を含め多様な読書活動を推進している学校の割合も高くなっている一方、「読みたい本がない」

「本を読む時間がない」といった読書への関心が低い傾向にある中高生に対する支援への取組が課題です。



【伊達市：伊達市立図書館でのおはなし会】

① 幼稚園・保育所等における読書活動の推進

- 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実
 - ・ 教諭や保育士、ボランティアによる絵本や紙芝居等の読み聞かせを実施し、読書を楽しむ活動を積極的に行うことが重要です。
 - ・ 教諭や保育士等によるお薦め本の紹介、多様な本と出会う機会を設定することが期待されます。
 - ・ 家庭での読み聞かせ等、保護者が読書の重要性を理解できるよう啓発します。
 - ・ 市町村教育委員会が、市町村立図書館等と連携して、教諭や保育士等に対する研修会を実施することが重要と考えます。

- 乳幼児が絵本や物語に親しむための環境づくり
 - ・ 市町村立図書館等は、乳幼児が本に親しむための絵本コーナー等のスペースの確保と図書充実を図ることが大切です。
 - ・ 幼稚園や保育所が、保護者やボランティア等と連携・協力して、図書の整備を進めていくことが望まれます。



【檜枝岐村：小学校での読み聞かせ】



【広野町：児童図書室】



【平田村：高校生の保育の授業】



【喜多方市：小学校での読書活動】

② 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進

- 読書活動の充実（読書センターとしての機能）
 - ・ 朝読書等の全校一斉読書活動の継続と充実を図ることにより、読書習慣の定着を促進します。特に高等学校においては、読書の時間がないという理由等での不読者をなくすため、朝読書や一斉読書等の取組により読書の時間を確保し、読書に親しむ機会を設けるよう努めます。
 - ・ 読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング*等を紹介し、多様な読書活動の充実を促します。
 - ・ 推薦図書コーナーの設置、児童生徒相互の図書紹介や読み聞かせ、読書会やビブリオバトル*による読書経験の共有等を紹介し、様々な分野の図書に触れる機会が充実するよう促します。

- 学校図書館を活用した学習活動の充実（学習・情報センターとしての機能）
 - ・ 各教科等の学習を通し、学校図書館を活用した記録、説明、批評やレポート作成やプレゼンテーション等の言語活動の充実に努めます。
 - ・ 教職員を対象とした研修会の充実を促進します。

- 校内推進体制の確立
 - ・ すべての教育活動において学校図書館の計画的な活用が図られるよう、学校図書館を活用した学習活動の年間指導計画の作成を研修会等を通して促します。
 - ・ 学校司書や司書教諭、教職員が連携し、保護者や読書ボランティア等の協力を得ながら、学校全体で読書活動を推進できる体制の整備を促します。
 - ・ 各学校において、実践事例の紹介や子どもの読書活動に関する研修会を行うことも必要です。その研修を通して、学校関係者が学校図書館の役割や学校図書館を活用した学習等について理解を深めたり、読書活動の意義や効果について共通理解を図ったりすることが可能になります。研修会の実施を働きかけるとともに研修内容の充実のための支援を進めます。



【大熊町：ボランティアによる読み聞かせ】



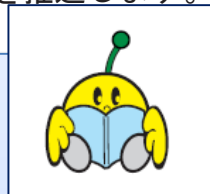
【郡山市：郡山市子ども司書養成講座】

③ 特別支援学校における読書活動の推進

- 図書資料や読書環境整備の充実
 - ・ 点字図書※や大型絵本、布絵本※、紙芝居、パネルシアター※、マルチメディアデ
ィジー図書※等のバリアフリー図書の整備を推進します。
 - ・ 計画的な図書の整備や書架の配置、図書コーナーの工夫等、環境整備の充実を促
します。
- 幼児や児童生徒の発達や障がい等の状況に応じた多様な読書活動の推進
 - ・ 読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング、マルチメディアディジー図書
の体験等、多様な読書活動の実施を促進します。
- 読書支援の推進
 - ・ 学校が読書ボランティアと連携し、図書の貸出しの活用や読み聞かせ、ブックト
ーク等の読書活動を通して、様々な図書に触れる機会の充実を図ることを促進しま
す。
 - ・ 障がいの種類や程度、特性に応じた支援ができるよう、県立図書館や県知事部局
関係各課との連携により専門的な研修や資料に関する相談等の実施を推進します。



～ 「本」と「インターネット」 ～



現代は、情報を収集する手段としてインターネットを
活用することが主流になっています。インターネットは簡単に情報を収集するこ
とができますが、信頼できる情報や誤った情報が混在しています。膨大な情報の中
から信頼できる情報だけを収集することは容易ではありません。

一方、読書も知識を身に付けるための有効な手段の一つです。1冊の本が出版さ
れるまでには、何度も情報の正確性に関して確認が行われることから、高い信頼性があります。

また、本から得た情報は記憶に残りやすいと
言われています。インターネットの情報は読み
流す傾向があるのに対して、本はじっくりと読
んだり、繰り返してページをめくったりするか
らだと言われています。

『インターネットにより得られる知識は広
い知識。本で得られる知識は深い知識。』

情報機器を上手に使いこなしつつも、1冊の
本を手に取り、著者や自分自身と向き合う時間をも
つことも必要だと言えるでしょう。



【富岡町：読書活動の様子】

(2) 家庭における子どもの読書活動の推進

「1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合」は小学生で1.5%、中学生で16.3%、高校生で49.0%と、学年が進むにつれ読書離れが進む傾向が見られます。（「読書に関する調査」(H25)：義務教育課）

子どもの読書習慣を形成するには、子どもが望ましい生活習慣を身に付ける上で大切な場である家庭において、乳幼児期から本に親しむ機会が提供されることが重要です。

特に、就学前の時期は、本と初めて出会う大切な時期です。本は親子のふれあいやコミュニケーションを図る手段ともなります。乳幼児期の絵本の読み聞かせやわらべうた、手遊びなどにより、子どもとのコミュニケーションを図りながら、読書への関心を高めることで、より感性豊かな子どもを育てることにつながります。また、幼児期の絵本の読み聞かせ等により、その内容と自分の経験を結び付け、想像を巡らせたり、読んでもらった本を自分で読もうとしたりするなどして、本を楽しむことができるようになります。

そのため、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、保護者が子どもの読書活動の機会の充実やその習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。

家庭では絵本や物語等の読み聞かせをしたり、家族で図書館に行く等、子どもが本に親しむきっかけをつくったりすることが大切になります。

また、毎日決まった時間に家族で読書をするなどして、読書習慣の形成を図ったり、読書を通して子どもが感じたことや考えたことを家族で話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心が高められるようにしていくことが望まれます。

これらのことから、保護者等に対して県や市町村教育委員会と各首長部局、行政と民間団体等との連携や協働により、家庭における読書活動の意義について十分な理解を促すとともに、情報提供を行い、家庭における読書活動を一層充実させることが課題となります。



【須賀川市：おひざにだっこのおはなし広場】



【会津坂下町：10か月児健診時のブックスタート】

① 読書習慣づくりの重要性についての理解の促進

- 家庭教育に関する各種事業を活用した啓発
 - ・ 親子を対象にしたイベントや家庭教育に関する講座等において、読書の大切さや読み聞かせの楽しさについての理解を促進します。
 - ・ 公立図書館等でのおはなし会の開催時に、関係機関が連携しながら読書の楽しさや大切さを保護者に啓発する機会の提供を促進します。
- 市町村と連携した乳幼児期から読書に親しむための事業の推進
 - ・ 市町村が実施する乳幼児健診等の機会を通して、絵本の紹介やリーフレット配付等、読み聞かせの意義や重要性を伝える事業の取組について紹介することにより関連事業の推進を促します。
- P T A等との連携による読書習慣の定着に向けた取組
 - ・ 各学校において「生活リズムチェックシート※」等を活用して、P T Aとの連携による読書習慣の定着を促進します。
 - ・ 親子読書月間や家庭読書の日の設定による読書習慣化の取組を市町村に促します。



【田村市：おはなし会「どんぐり」】



【相馬市：読み聞かせ】



【二本松市：ブックスタート】



【金山町：「ふれ合い教室」での読み聞かせ】

② 本に親しむ機会の充実

- 多様なおはなし会の開催を通じた親子読書の推進
 - ・ 多くの子どもや保護者に読書に親しんでもらうとともに、家庭における読み聞かせの在り方の一助になるよう多様なおはなし会の開催を促進します。
 - ・ 市町村における家庭での読書の推進が図られるよう、市町村立図書館職員やボランティア等に対する研修会の実施を推進します。

- 子どもの発達段階に応じた読書ブックリスト等の作成と活用
 - ・ 乳幼児期、児童期、青年期等の各発達段階ごとの子どもに読ませたい本をまとめた「読書ブックリスト」の作成及び活用を促進します。



家庭での読書活動例

～家読（うちどく）～

「家読（うちどく）」は家族で読書の習慣を共有することです。読書を通して家族のコミュニケーションを図ろうという試みです。

読書は個人的な体験ですが、感想を話し合ったり、人にすすめたりして言葉にすることで、コミュニケーション能力や読解力、表現力を高めることにもつながります。「家読（うちどく）」は子どもも大人も心の豊かさを育む活動でもあります。

<取組事例>

■ 矢祭町

矢祭もったいない図書館では『家読まつり』を開催しています。「家読おはなし会」では手作り絵本コンクールの応募作品の読み聞かせ、「科学はてな教室」や「工作教室」の実施、本と親しむ家族の写真を展示した「うちどく写真展」、「うちどく福袋」の貸出しなど工夫を凝らし、家庭での読書の取組を支援しています。



【矢祭町：家読まつり】



【矢祭町：矢祭子ども司書講座】

(3) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、身近に本に親しめる環境があることが重要となります。公立図書館は、子どもが様々な本と出会える場所であり、その豊富な蔵書の中から、読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。

また、保護者にとっては、子どもと一緒に楽しむ本を選び、子どもの読書について司書等に相談できる場所です。

さらに、おはなし会、講座、展示会等の実施や子どもの読書活動を推進する団体の支援、多様なボランティア活動の機会や場所の提供を行っています。また、それらの活動を円滑に行うための研修会も実施するなど、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。このような図書館の取組は、今後も充実していくことが期待されています。

児童生徒の主体的、意欲的な読書活動や学習活動を充実させるために、市町村教育委員会を窓口として、公立図書館と学校図書館が連携や協力をしていくことが重要です。



【只見町：小学校での読み聞かせ】



【玉川村：読み聞かせエプロンシアター】



【川俣町：「おはなしポケット」による読み聞かせ】



【会津美里町：おはなし会】

① 県立図書館における子どもの読書活動の推進

- 市町村立図書館への支援及び連携
 - ・ 図書館未設置町村への資料の貸出しや運営相談を実施します。
 - ・ 情報ネットワークシステム等を活用した市町村支援を実施します。
 - ・ 学校図書館や地域の読書活動への支援セットを貸出します。
 - ・ 市町村等での研修会や講座等への依頼により講師の派遣や紹介をします。
- 学校図書館への支援
 - ・ 県内小・中学校及び高等学校に対して、学習支援のための資料貸出しを行います。
 - ・ 県立学校図書館に対して、運営支援のための資料貸出しを行います。
 - ・ 特別支援学校に対して、資料貸出しやおはなし会を実施します。
 - ・ 読書相談や調べ学習における調査等に対し、資料貸出しや情報提供を行います。
- 子どもが本に親しむ機会の提供
 - ・ 本の紹介や図書館の案内を行い、子どもたちが本や図書館に親しむ機会を提供します。
 - ・ 様々なジャンルの本に出会う機会を提供するため、各種テーマの資料展示やブックリストの作成配付を行います。
 - ・ 児童図書に関するレファレンスサービス※や読書相談の充実を図ります。
- 震災の影響で休館している図書館等への支援
 - ・ 東日本大震災に伴い避難を余儀なくされている自治体に対しての図書館活動再開を踏まえた継続的な支援に努めます。



【浅川町：学習ボランティア「たんぼぼの会」による読み聞かせ】



【棚倉町：読書感想画展】

② 市町村における子どもの読書活動の推進

○ 図書館の設置

- ・ 子ども読書活動の拠点となる図書館が不可欠であることから、図書館未設置町村には、図書館の設置を働きかけます。

○ 市町村子ども読書活動推進計画の策定及び点検、評価、改定

- ・ 市町村における子どもの読書活動の取組の充実を図るため、子ども読書活動推進計画が未策定の町村に対しては、先進事例の紹介や助言等により策定に向け、支援を進めます。

また、策定済みの市町村に対しては、計画に沿った具体的な取組が展開されるために、取組の進捗状況の点検による確実な計画の進行管理及び評価を実施するよう働きかけるとともに、必要に応じて見直しを図るよう促します。

○ 図書館相互の連携協力、学校図書館や公民館図書室との蔵書の相互利用

- ・ 図書資料の相互貸借のための図書館資料物流ネットワーク*の整備と学校図書館や公民館図書室との情報ネットワーク化を促すことによる市町村立図書館等との連携を推進します。
- ・ 公立図書館による学校図書館運営のための相談等の支援を行うよう促します。

○ 市町村や各団体が学校や地域で実施していく事業や機会の活用

- ・ 市町村立図書館職員の専門性を活かし、依頼により学校等での読み聞かせやブックトーク、図書館の活用の仕方や資料の調べ方、レファレンスサービス、読書相談等の実施を促します。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後子ども教室*、学校支援地域本部事業*において、読書活動の機会が充実するよう促します。



【葛尾村：放課後子ども教室「キッズクラブ」】



【川内村：子ども教室での読書活動】

③ 関係機関・団体等の活動に対する支援

- 関係機関の協力体制の促進
 - ・ 「福島県体験活動・ボランティア推進センター※」は、読書ボランティアの活動に関する相談や学習支援ボランティアに登録している読書活動ボランティアの受け入れについて市町村に働きかけるなど、その活動を支援します。
 - ・ 県のホームページ等に民間団体や地域の読書ボランティアに関する情報を掲載すること等を通して、関係機関や民間団体等のネットワークづくりを支援します。
- 読書活動推進に関する助成等の情報提供
 - ・ 国の民間団体支援策である「子どもゆめ基金※」の周知に努め、子どもの読書活動に関わる団体に対して、その活用を奨励します。



【鏡石町：鏡石図書館児童室】



【古殿町：図書館まつり】



【本宮市：ブックトーク】



【中島村：読書マラソン】

(4) 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

本推進計画では、計画の基本的な考え方（P12参照）の中で「すべての子どもが読書の楽しさを実感し」と述べています。この「すべての子どもが読書の楽しさを実感し」は、例えば障がい等により図書館の利用が困難な子ども、病気療養中のため病院に入院している子ども、母国語が日本語でない子ども等、何らかの理由により、図書館を利用できない子どもに対しても同様に保障されなければなりません。

支援を必要とする子どもが読書に親しむことができるように、学校、地域、図書館、ボランティアがその機能や技術を活かし、連携・協力しながら読書活動の支援と環境の整備を進めていくことが必要です。

何らかの理由により、図書館を利用できない等の支援を必要とする子どもの読書活動の推進には、それぞれの特性や状況に応じた図書資料の整備やおはなし会の取組状況等の情報提供の充実が課題となります。

① 障がいの特性や状況に応じた支援

- 障がいの状況等に応じた図書や機器の整備と情報保障を含めた環境づくり
 - ・ 公立図書館は、障がいの種類や程度に関わらず、すべての子どもたちが楽しむことができる布絵本やさわる絵本*、点字図書、録音図書*、拡大読書器*、拡大写本*、紙芝居、字幕付きビデオ等の活用や整備とともに、施設のユニバーサル化*を一層促進します。
 - ・ 県立図書館は、市町村立図書館や特別支援学校への団体貸出しによる支援のほか、資料宅配サービス*等、何らかの理由によって図書館に来館できない子どもへのサービスを引き続き展開していきます。
- 点字図書館や聴覚障害者情報支援センター、民間団体との連携による体制の整備
 - ・ 県立図書館は、点字図書館等関係機関と連携し、視覚に障がいのある子どもの読書活動に関する情報を収集し、市町村立図書館の活動を支援します。
 - ・ 公立図書館では、手話ボランティア等との連携・協力により対面朗読*や手話によるおはなし会を実施する等、障がいのある子どもの希望に対応できる体制の整備に努めるよう促します。
 - ・ 読書ボランティアを対象にした、障がいのある子どもたちに対する読書活動支援のための研修会の実施を促します。

② 帰国子女、母国語が日本語でない子ども等への支援

○ 多言語による図書資料の収集・提供

- ・ 県立図書館は、帰国子女や母国語が日本語でない子ども等の読書活動の支援のため、多言語による図書資料を収集・提供します。また、市町村立図書館にも同様の取組を促します。



【南会津町：読書ボランティアによる手作り絵本】



【小野町：子ども図書館講座】



【南相馬市：小学生司書講座】



【桑折町：読み聞かせサークルによるおはなし会】



【矢吹町：矢吹こども読書100選コーナー】



【会津若松市：おはなしのへや】

基本方針2

子どもの読書環境の整備と充実のために

(1) 図書館の整備・充実

子どもの読書環境の充実を推進していくためには、子どもの身近なところに読書のできる環境を整備していくことが必要となります。

公立図書館等は、地域における子どもの読書活動を推進する中心的な役割を担うことから、子どもが一層読書に親しむことができるよう、物的環境や人的環境等の整備・充実を図ることや関係団体や機関との連携による読書環境の充実に努めることが求められています。

子どもの読書活動を支援するため、特に本県においては東日本大震災からの復興に向けた様々な資料の整備・充実とともに、その支援を担う専門職員の養成を図ることが必要です。

① 図書館資料の整備・充実

- ・ 県立図書館は、市町村立図書館、公民館図書室等を積極的に支援するため、乳幼児や児童用の図書資料やヤングアダルト*資料等の計画的な整備を図ります。また、子どもの読書に関する調査・研究用の資料の収集に努めます。
- ・ 子どもの読書活動を推進していくには、身近な市町村立図書館の乳幼児や児童青少年用図書資料等の整備・充実が不可欠です。市町村立図書館において多様な図書資料の計画的な整備が図られるよう促進していきます。
- ・ 原子力災害が収束したといえる状況にない中、放射線の性質や放射線からの防護法等の放射線教育推進のための資料、再生可能エネルギー等の環境教育に関する資料、食の安全や食育に関する資料、被災した子どもの心のケアに関する資料等、本県復興に向けた資料の整備を促進します。



【いわき市：図書館見学小学生への紙芝居読み聞かせ】



【磐梯町：おはなし会】

② 専門職員の養成や配置

- ・ 県立図書館は、市町村立図書館、学校図書館、大学、県教育センター等と協力し、市町村立図書館職員、学校図書館を担当する教職員等を対象に、その専門的な知識や技能を高めるため、それぞれの経験や立場に合わせた研修体制の充実を推進します。
- ・ 県立図書館は、市町村立図書館や学校に対し、要請に応じて、子どもの読書活動に関する研修の支援や助言に努めます。
- ・ 市町村立図書館においては、図書館職員が、図書館資料の選択、収集、提供や読書相談、子どもの読書活動に関する指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たすことから、職員の専門的な知識や技能を習得するための研修を実施するよう促します。また、専門的職員の適切な配置や養成が図られるよう促していきます。

③ 情報提供環境の充実

- ・ 県立図書館は、所属資料のデータベース化をはじめ、ホームページの充実を図ることにより、情報の提供に努めます。また、「横断検索システム*」の参加図書館を拡充することに努め、情報提供に関する環境の充実を推進します。
- ・ 市町村立図書館に対しては、図書館等の情報を発信するためのホームページの開設や、来館者がインターネットを活用するための機器の整備等、情報提供の環境を一層推進するよう促します。

④ 読書ボランティア等への支援

- ・ 市町村立図書館等と連携を図りながら、読書ボランティア養成研修やスキルアップ研修及び情報交換等、子どもの読書活動を支えるボランティアの学習機会の提供を推進します。
- ・ 読み聞かせをはじめとして、公立図書館等の環境整備や本の修理等、多様なボランティア活動を希望する方への活動の場と機会に関する情報の提供を促進します。



【白河市：おはなし会】



【猪苗代町：読み聞かせセミナー】

⑤ 関係機関との連携

- ・ 子どもの読書活動推進に関して、県内の図書館関係施設だけでなく、全国的な視野に立って情報の収集と提供を推進していきます。

<例> 国立国会図書館（国際子ども図書館）

全国公共図書館協議会

北日本図書館連盟

福島県公共図書館協会

（公社）日本図書館協会

（公社）全国学校図書館協議会

（公社）読書推進運動協議会

- ・ 市町村立図書館が中心となって、地域の読書活動推進団体、青少年団体等の関係団体、公民館、児童館*、保健所や保健センター、保育所等関係機関と連携した子どもの読書活動を推進する取組が図られるよう促していきます。



【新地町：おはなし会「スイミー」】



【埴町：中学生への読み聞かせ】



【北塩原村：小学校での読み聞かせ】



【鮫川村：読み聞かせ「おはなしの森」】

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、子どもの自由な読書活動や学習情報収集の場として、また、教師による読書指導の場として、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。

学校教育においては、基礎的・基本的な知識及び技能の習得やこれらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、言語活動の充実が求められています。

このため、各教科等の授業において、学校図書館の活用を図り、読書活動を充実する必要があります。また、子どもたちが生き生きと学校生活を送るため、「心の居場所」としての機能も求められています。

このことから、各学校の学校図書館の計画的かつ継続的な整備・充実に努める必要があります。

本県では、学校司書の配置率が小・中学校で低く、その配置の必要性や効果について設置者の理解を促すとともに、研修の充実が今後の課題となります。

① 学校図書館活動推進体制の充実

- 学校図書館活性化のための人的配置
 - ・ 各学校は、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、校内でその職務内容について共通理解を図る必要があります。また、12学級以上の学校にあっては、校内組織に司書教諭を位置付けますが、その際は負担過重とならないよう校務分掌上の配慮が必要です。
 - ・ 学校図書館の環境整備並びに児童生徒の読書活動及び学習活動への支援等、児童生徒と本を結ぶ役割を期待される学校司書のさらなる配置が求められています。こうした状況を踏まえ、市町村教育委員会に対して学校司書の配置を促すとともに、県立学校における学校司書の増員を計画的に進めていきます。
 - ・ 既に市町村立図書館のある市町村に対しては、学校図書館の整備を進めるとともに、学校図書館間の連携に向けた支援等を行う学校図書館支援センター※を設置することが望まれます。
- 司書教諭及び学校司書等の研修の充実
 - ・ 県教育委員会は、県立図書館の支援を受け、司書教諭及び学校司書等の専門的な知識や技能の向上のための研修会の実施に努めます。また、市町村が主催する研修会を支援します。



【西会津町：保育所での読み聞かせ】

② 学校図書館の資料の整備・充実

- ・ 各学校は、学校図書館図書標準の達成に向けた学校図書館資料の計画的な整備と情報が古くなった図書等の廃棄、更新を進めていくことが必要です。
- ・ 県教育委員会は市町村に対し、国からの交付金を学校図書館の充実に活用するよう情報提供をします。
- ・ 県立図書館は、東日本大震災に伴い避難を余儀なくされている自治体の学校に対して、図書資料の貸出しを行う支援をします。
- ・ 発達段階や障がいの状態等、多様なニーズに応じた図書資料等（点字図書、録音図書、拡大読書器、拡大写本、紙芝居、字幕付きビデオ等）の充実を図ることが求められます。

③ 学校図書館の情報化・機能の充実

- ・ 学校図書館蔵書のデータベース化、学校図書館のインターネット接続環境等の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備、公立図書館等とのネットワークの構築を促します。
- ・ 学校図書館の図書資料や新聞を活用した授業づくりの参考となる実践例やブックリストの作成等、学習・情報センターとしての機能の充実を図る取組を促します。

④ 効果的な学校図書館の運営と特色ある環境づくり

- 図書委員会等の児童生徒の活動を活用した学校図書館運営
 - ・ ポスターづくりや読書クイズ、お薦め本の紹介、読み聞かせ会等のイベントの実施や新刊本の受入活動や図書の修理、貸出返却業務や環境づくりなど子どもたちによる自主的な図書館運営の実践を進めていく必要があります。
- 学校図書館における多様な読書ボランティアの活用
 - ・ 定期的な読み聞かせや本の修理、書架の整理、掲示や展示の環境づくり等、保護者と連携した多様な読書ボランティアの活用が推進されることが望まれます。
- 心の居場所としての機能の充実
 - ・ 学校図書館が、子どもが安心して自由に読書ができる、自分だけの時間を過ごすことができる、さらに、異学年との関わりをもつことができる校内の心の居場所になるため、いつでも開いている図書館、人がいて本や読書を介在して話や相談ができるような図書館の実現を推進します。

(3) 連携・協力体制の構築

子どもの読書活動の推進を図るため、県や市町村がそれぞれの役割を果たすとともに、子どもの読書活動に関わる関係機関、各種団体等が情報を共有し、互いに連携協力していく体制を強化していくことが必要です。

そのため、図書資料や情報の共有化、人材の活用、事業の共同実施等、図書館関係者にとどまらず、子どもの読書活動に関わるすべての方々のネットワークの構築に努め、子どもが読書に親しむ機会を提供できる体制づくりの強化が期待されます。

子どもの読書活動の推進に向け、関係機関、各種団体の相互理解の促進を図るため、交流や情報交換の場をどのように設定していくかが今後の課題となります。

① 県による推進体制の整備

- ・ 学識経験者や社会教育関係者、学校関係者等から組織される「福島県子ども読書活動推進会議」を開催し、第三次「福島県子ども読書活動推進計画」の進行管理や子どもの読書活動推進のための取組について協議し、施策の効果的な推進が図られるよう努めます。
- ・ 「福島県子ども読書活動推進会議」で協議された内容や子どもの読書活動推進のための取組状況をホームページ等で公表し、関係機関と連携や協力を推進するよう努めます。
- ・ 県教育庁（教育総務課、社会教育課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）、県立図書館と、知事部局の総務部（私学・法人課）、生活環境部（青少年・男女共生課）、保健福祉部（子育て支援課、障がい福祉課）の担当で組織する子ども読書活動推進に関わる会議を必要に応じて開催し、連携を図っていきます。 <機関名は平成27年2月時点のものです>



【双葉町：小中学校仮設学校図書室】



【湯川村：ボランティアによる読み聞かせ】

② 市町村との連携強化

- ・ 第三次「福島県子ども読書活動推進計画」に示された具体的な取組を市町村に周知し、本計画に基づく推進施策に取り組むよう促します。
- ・ 各市町村で長期的に子どもの読書活動の推進に関する取組が実施されるためには、子ども読書活動推進計画の策定や教育委員会、学校、図書館、民間団体の関係者からなる子どもの読書活動推進のための体制づくりが必要です。本計画の普及や啓発とともに、市町村の子ども読書活動推進計画策定の働きかけや見直し、これに伴う体制づくりを必要に応じて支援します。

また、策定した子ども読書活動推進計画に沿って具体的な取組が展開されるよう働きかけます。

③ 関係機関や各種団体等の連携及び協力の促進

- ・ 子どもの読書活動の推進に向けた研修会を開催する際、県内の読書ボランティアの情報交換や交流の場を積極的に設け、相互理解の促進とネットワーク化を図ります。
- ・ 市町村や読書ボランティア、NPO、PTA等の社会教育関係団体、青少年育成団体、家庭教育支援関係者、企業、書店組合等と連携や協力し、親子で本と親しむ各種事業や子どもの読書活動推進に向けた広報や啓発に取り組み、協働による読書活動の推進に努めます。
- ・ 県内の大学と県立図書館、市町村立図書館、学校図書館、読書ボランティア等の連携・協力関係をさらに推進します。



【三春町：特別おはなし会】



【西郷村：はじめての絵本ひろば】

基本方針3

子どもの読書活動についての理解の促進のために

(1) 推進のための普及や啓発

子どもの読書活動を推進するためには、子ども読書の取組や情報を広く県民に周知し、理解と関心を高めることが必要です。

日頃の普及や啓発の取組に加え、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められた「子ども読書の日」等の機会において、県内各地で趣旨にふさわしい取組が実施されることにより、子どもの読書活動に関する関心が高まることが期待されます。

県全体に対して、どのように関心を高めていくかが課題です。

- ・ 「子ども読書の日（4月23日）」、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」、「文字・活字文化の日*（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」の機会をとらえ、各種広報媒体により子どもの読書活動に関する取組を紹介する等、普及や啓発に努めます。
- ・ 「ふくしま教育の日*（11月1日）」や「ふくしま教育週間*（11月1日～7日）」において県内の図書館や学校、公民館等が実施する子どもの読書活動に関する取組等をホームページで周知します。
- ・ 県立図書館は、「子ども読書の日」等における取組として、おはなし会の実施や児童書の展示等、その取組をホームページで周知します。
- ・ 子どもの読書活動への関心を高めるために、市町村立図書館等におけるおはなし会や児童書の展示等の実施を促します。
- ・ 子どもの読書活動への理解を深めるために、市町村の広報誌や家庭教育支援に関する講座等を通して、読書の意義について考える機会を提供していくよう促します。
- ・ 各種広報媒体により、子どもの読書活動推進に関する取組を紹介する等、普及や啓発を促進します。



【柳津町：ボランティアによる読み聞かせ】

(2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供

公立図書館をはじめ関係機関では、子どもの読書活動に関する情報の収集と提供に努めています。

県、市町村、学校、図書館、民間団体等、それぞれの子どもの読書活動推進のための取組を周知し、多くの県民が活用できるようにするため、各種情報の収集、提供機能の一層の充実が期待されます。

- ・ 親子で読書を楽しむための絵本や、読み聞かせのための絵本ガイドブック、子育て情報誌、おはなし会用資料等を収集し、子育てに役立つ資料と情報の提供を促進します。
- ・ 児童資料や児童サービスについての広報誌を発行する等、情報提供を促進します。
- ・ 学校、公立図書館、民間団体、読書ボランティア等によるそれぞれの特色を活かした子どもの読書活動の取組に関する情報を収集し、ホームページ等の活用により、広く県民への情報の提供に努めます。

東日本大震災に伴い避難を余儀なくされている自治体に対しての支援

■ 県立図書館による取組



【移動図書館車による避難している学校への本の貸出し】

県立図書館では、仮設住宅や仮設学校を対象に移動図書館車で、資料の貸出しを実施しています。

仮設学校では、児童生徒がうれしそうな笑顔で、本を選ぶ姿が見られます。

■ 保護者やボランティアによる取組

仮設校舎の図書館には、全国から寄贈された本が山積みになっていました。「生徒が本を読む場を取り戻してあげたい」と保護者やボランティアの方々が図書館の整理整頓に取り組みました。

新着本や季節に合った本を紹介するコーナーの設置や本のカバー掛け等、現在も「大切な中学生時代に、図書室で本に触れる機会を大切にあげたい」との思いで活動に取り組んでいます。



【ボランティアによる仮設校舎図書館の整理】

(3) 優れた取組の奨励と優良図書等の普及

子どもの読書活動の推進のためには、学校、公立図書館、民間団体、読書ボランティア等のそれぞれの特色を活かした取組が重要です。それらを奨励し、広く紹介することが必要となってきます。関係機関はもちろん、各家庭にもこれらの優良な取組や図書を周知することにより、さらに広がることが期待されます。今後どのような方法で周知していけばよいかについて検討が必要です。

- ・ ホームページや「ふくしま教育ニュース※」等を活用して、学校や公立図書館、団体等の特色ある活動や優れた実践事例の紹介や奨励に努めます。
- ・ メールマガジン「うつくしま教育通信※」の「お薦めの一冊コーナー」において、県立図書館司書の推薦する本を掲載し、優良図書の普及に努めます。
- ・ 福島県青少年健全育成審議会が推薦する優良図書や各種団体等の推薦図書の紹介を通して、子どもの読書活動に関する広報や啓発を図ります。
- ・ 国における「子どもの読書活動優秀実践校、図書館、団体（個人）」の文部科学大臣表彰※制度を活用し、優秀実践校、図書館、団体（個人）を推薦し、優れた取組を奨励します。

平成26年度「子どもの読書活動優秀実践団体」文部科学大臣表彰受賞

新地町読書活動ボランティア

新地町読書活動ボランティアは「図書部門」「読み聞かせ部門」「新地町語ってみっ会」の3部門から成り立ち、ボランティア会員それぞれが得意分野で目的をもって意欲的に活動に取り組んでいます。

● 図書館ボランティア：活動体制（月3回）

小学校3校、中学校1校及び町内公民館・老人福祉施設等4施設への「新地町図書館コーナー」の図書入替作業として毎月約820冊の選書・入替準備・配本を行っています。

● 読み聞かせ会（3小学校合計、年36回程度）

各小学校の依頼により児童の発達段階に合わせた絵本の読み聞かせを行っています。物語に登場した道具や生活様式に興味をもつ児童が図書館で関連図書を探すなど、読書量の増加や学習意欲の向上につながっています。

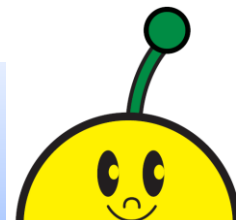
また、「新地町語ってみっ会」の語り部による昔語りでは、地元の方言を使った地元の昔話などを、語りや紙芝居で行っています。郷土の歴史に関心を持ち、教科書では学ぶことのできない祖先の知恵や人生の教訓などを知ることができる良い機会となっています。



【新地町：学校へ配置する本の選書作業】

第3章

計画の推進・進行管理



1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、学校、家庭、地域が一体となった取組を積極的に実践し、より一層の子ども読書の振興を図ることが重要と考えます。

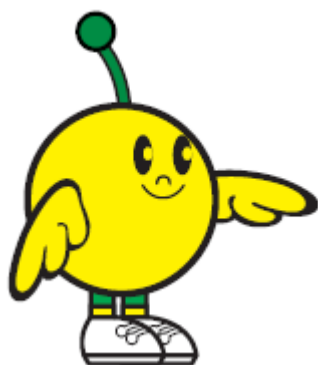
県は、県民のニーズや子どもの読書活動の振興施策の展開状況を把握しながら計画を推進するとともに、第6次福島県総合教育計画や他の関連する計画との整合性を図りながら、子ども読書活動推進計画に掲げた基本方針の具体的な事業施策を推進していきます。



【泉崎村：英語講師による泉崎図書館ハロウィン英語おはなし会】



【矢祭町：矢祭もったいない図書館での本の貸出し】



【二本松市：ブックスタートにおける親子への読み聞かせ】

2 計画の進行管理

本計画が円滑に実施され、目標値を達成できるように、学識経験者や社会教育関係者、学校関係者等から組織される「福島県子ども読書活動推進会議」により、単年度ごとに本計画の施策や事業評価を行い、適切な進行管理に努め、評価の結果について公表します。

また、社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く環境の変化に対応するため、県民のニーズや計画の進捗状況等の実態把握に努め、見直しを図っていきます。



【矢祭町：子ども司書手帳】



【福島県子ども読書活動推進会議】



【伊達市：ブックスタート手帳】



第三次「福島県子ども読書活動推進計画」数値目標

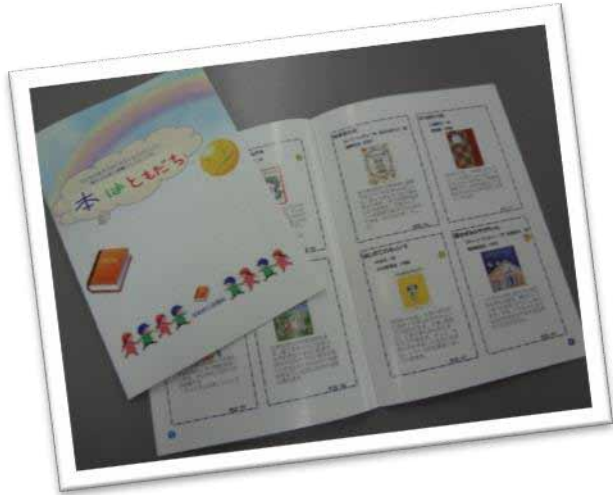
指 標	現状値	目標値 平成31年度
<基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために>		
学校における読書活動の取組状況【1-(1) 学校】 多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合 【※「学校図書館の現状に関する調査」：義務教育課・高校教育課】 【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】	【H25】	
	小学校	
	99.8%	100%
	中学校	
	93.9%	100%
	高等学校	
76.1%	100%	
家庭での読書の状況【1-(2) 家庭】 本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合 【※「学校図書館の現状に関する調査」：義務教育課】 【「読書に関する調査」：義務教育課】	【H25】	
	小学校	
	98.5%	100%
	中学校	
	83.7%	100%
	市町村における計画の策定状況【1-(3) 地域】 市町村における子ども読書活動推進計画の策定率及び改定率 【「社会教育課調査」：社会教育課】	【H26】
策定率		
91.5%		100%
二次以降改定率		
11.1%		100%
<基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために>		
公立図書館の取組【2-(1) 図書館】 県立図書館及び市町村立図書館による学校図書館への図書資料の貸出冊数 【「福島県公立図書館図書室実態調査」：県立図書館】	【H25】	
	県立図書館	
	4,666冊	増加
	市町村立図書館	
140,976冊	増加	
学校図書館の取組【2-(2) 学校図書館】 学校司書等を配置している学校の割合 【※「学校図書館の現状に関する調査」：義務教育課】(小・中学校) 【「全国学力・学習状況調査」：義務教育課】(小・中学校) 【教育総務課】(高等学校)	【H25】	
	小学校	
	24.7%	100%
	中学校	
	24.2%	100%
	【H26】高等学校	
	60.2%	100%
	学校図書館の取組【2-(2) 学校図書館】 読書ボランティアが参画している学校図書館の割合 【※「学校図書館の現状に関する調査」：義務教育課】 【「読書に関する調査」：義務教育課】	【H25】
小学校		
76.8%		100%
中学校		
13.2%	100%	

公立図書館と学校の連携状況【2-(3)連携体制】 公立図書館と連携している学校の割合 【※「学校図書館の現状に関する調査」：義務教育課・高校教育課】 【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】	【H25】	
	小学校	
	74.4%	100%
	中学校	
	32.0%	100%
高等学校		
	56.8%	100%

<基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために>

子どもの読書活動の普及・啓発 【3-(1)普及啓発活動】 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村の割合 【「社会教育課調査」：社会教育課】	【H26】	
	66.1%	100%

※は偶数年のみ調査を実施



【「読み聞かせ時期から自分で本を読み始める移行期に薦めてほしい本のリスト」県立図書館】



【読書活動支援者育成事業 ステップアップ研修】



【伊達市：絵本のプール】



【矢祭町：子ども司書】

数値目標

用語解説

● あ行	
うつくしま教育通信 ＜P. 37＞	県教育委員会のホームページやメールにて登録した機関や個人に月1回、県教育委員会の施策や事業、各学校の特色ある取組などの情報を配信している。
横断検索システム ＜P. 29＞	複数のデータベースを対象として、同一の検索を同時に実行するシステム。平成27年2月現在、県立図書館が県内22市町村立図書館等と蔵書のデータベースを同時に検索できるシステムを構築し公開している。
● か行	
拡大写本 ＜P. 26＞	弱視等読書などをするのが困難な方のために、その人に最も読みやすい文字の大きさと書き写した本のこと。
拡大読書器 ＜P. 26＞	書籍や書類の表面をビデオカメラなどで読み取り、拡大して画面に映し出す機械。弱視者の学習や作業に利用される。
学校支援地域本部事業 ＜P. 24＞	地域住民の学習支援や登下校の安全確保等の学校支援活動を通じて、教員が子どもと向き合う時間を確保する等、地域全体で学校教育活動を支援する体制づくりを行うための事業。
学校司書 ＜P. 3＞	学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。平成27年4月1日施行の改正学校図書館法第6条により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない」と規定された。
学校図書館支援センター ＜P. 31＞	学校図書館の機能強化や充実を図ることを目的に指定地域内の教育センター等に支援スタッフを置き、学校図書館間の連携に向けた支援、各学校の学校図書館の運営に対する支援、学校図書館の地域開放の支援、図書を選定や収集、資料の組織化等の支援を行う。
学校図書館図書標準 ＜P. 8＞	公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、学級数に応じて設定した標準冊数のことであり、平成5年3月に文部省（当時）が定めたもの。
国民読書年 ＜P. 2＞	平成20年6月、衆参両院で「国民読書年に関する決議」が採択され、平成22年が「国民読書年」と定められた。決議文では「活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつある」として政官民が協力し国をあげてあらゆる努力を重ねることが求められている。
こどもの読書週間 ＜P. 9＞	「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に、社団法人読書推進運動協議会によって制定されたもの。毎年4月23日～5月12日が対象期間になる。
子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 ＜P. 2＞	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の読書推進施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたもの。平成14年8月「第一次基本計画」、平成20年3月「第二次基本計画」、平成25年5月「第三次基本計画」策定。

子どもの読書活動の推進に関する法律 ＜P. 2＞	平成13年12月12日に公布され、子どもの読書活動推進に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務、必要事項などを定めた法律。
子ども読書の日 ＜P. 2＞	国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたもの。毎年4月23日が指定日となっている。
子どもゆめ基金 ＜P. 25＞	独立行政法人国立青少年教育振興機構が運営し、子どもの体験活動、読書活動、子ども向け教材の開発・普及活動等、子どもの健全育成に向けた活動に対し支援する基金制度。
● さ行	
さわる絵本 ＜P. 26＞	手で触って分かり、楽しめるように制作した絵本のことで、原作は子どもたちに人気のある絵本が選ばれている。
司書教諭 ＜P. 6＞	小・中学校及び高等学校等において、図書、視聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集、整理及び保存し、これを児童生徒や教員の利用に供するために設けられた学校図書館の専門的職務に従事する者。学校図書館法により、12学級以上の学校に必ず置かなければならないと規定されている。
児童館 ＜P. 30＞	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される施設のこと。児童館には、集会室や遊戯室、図書室等が設けられており、専門の指導員が、季節や地域の実情に応じて健全な遊びの指導を行っている。
児童サービス ＜P. 6＞	児童を対象とする図書館サービスのこと。一般に児童とは、18歳以下を指し、広義には0歳から18歳までを対象とする。発達段階に応じて、乳幼児サービス、児童サービス、青少年（ヤングアダルト）サービスの3つの段階に分かれる。
資料宅配サービス ＜P. 26＞	図書館へ来館が困難な利用者個人の手元に資料を届けるサービス。
ストーリーテリング ＜P. 17＞	昔話や物語を覚えて、語って聞かせること。
生活リズムチェックシート ＜P. 20＞	子どもの望ましい生活習慣の定着に向けて子どもの個別の目標に対応し、生活習慣を親子で改善するためのもの。平成26年度県主催「親子の学び応援講座」で作成したものや各市町村、各学校で作成したものがあ
相互貸借 ＜P. 8＞	図書館の相互協力の一つで、利用者の求めに応じて、図書館同士で資料の貸借をすること。
● た行	
対面朗読 ＜P. 26＞	視覚に障がいがある方等に、希望する資料を図書室で朗読者（音訳者）が朗読（音訳）すること。
電子書籍 ＜P. 3＞	電子化された書籍データ。紙に印刷するのではなく、パソコンや携帯電話、専用の表示端末等にデータを取り込んで閲覧する。文字以外に動画や音声を再生できるものもある。
点字図書 ＜P. 18＞	視覚に障がいがある利用者が、指先などによって触読できるよう、点字により表現された図書資料。

● ま行	
マルチメディアダイジー図書 ＜P. 18＞	視覚障がいや学習障がいなどで読むことが困難な方のための、パソコン等により、文字・音声・画像を同時に再生できる図書。（「ダイジー(DAISY)」はDigital Accessible Information System(誰もが使いやすい情報システム)の略)
文字・活字文化の日 ＜P. 35＞	読書週間の初日にあたる10月27日。「文字・活字文化振興法」(平成17年7月29日法律第91条)第11条により制定された。
文部科学大臣表彰 ＜P. 37＞	子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、優れた実践を行っている学校、図書館及び民間団体並び個人に対して、平成14年度から毎年、文部科学大臣が表彰。県からは毎年、学校3校、図書館1館、団体又は個人1団体(人)を上限として推薦している。
● や行	
ヤングアダルト ＜P. 28＞	主に10代の児童と成人の中間に位置する世代のこと。
ユニバーサル ＜P. 26＞	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい、能力の違いを問わずに利用できる。
● ら行	
レファレンスサービス ＜P. 23＞	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務である。
録音図書 ＜P. 26＞	文字で書かれた図書を音声化した図書。

＜参考文献・資料＞

- 幼稚園教育要領(平成20年3月 文部科学省)
- 小学校学習指導要領(平成20年3月 文部科学省)
- 中学校学習指導要領(平成20年3月 文部科学省)
- 高等学校学習指導要領(平成21年3月 文部科学省)
- 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成25年5月 文部科学省)
- プルーストとイカ 読書は脳をどのように変えるのか?
(メアリアン・ウルフ著 インターシフト発行)
- 読む力が未来をひらく 小学生への読書支援 (脇 明子著 岩波書店)
- 「本」と生きる(肥田 美代子著 ポプラ新書)
- 各都道府県の子どもの読書活動推進計画
- 平成25年度「読書に関する調査」(平成26年3月 福島県教育委員会)
- 「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究」
(平成25年2月 独立行政法人 国立青少年教育振興機構)
- 「これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)」
(平成21年3月 子どもの読書サポーターズ会議)

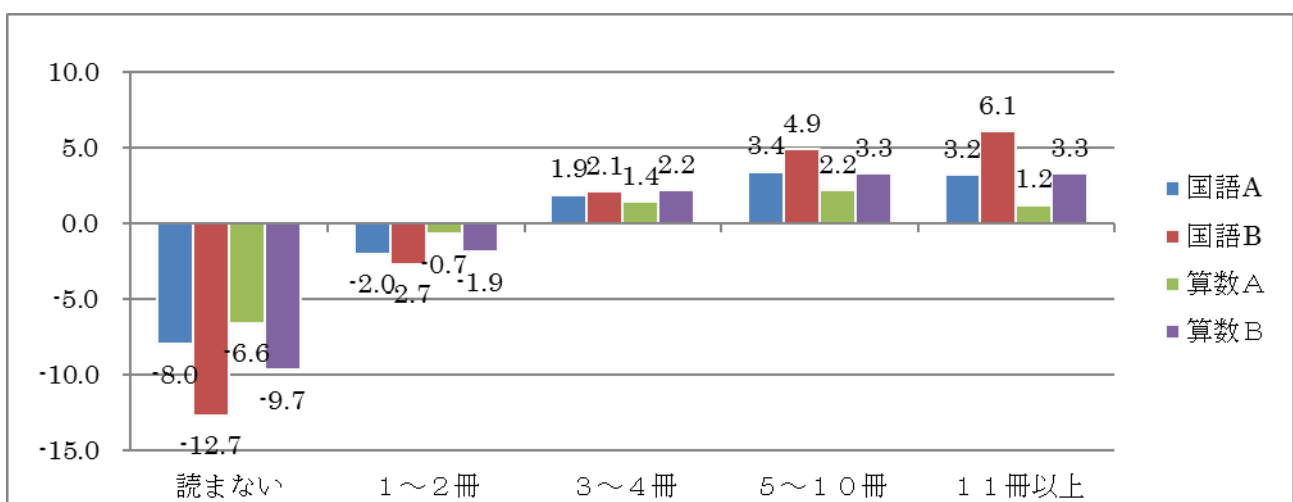
【読書と学力の関係】

下表は、平成25年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙「1か月の読書冊数」と各科目の得点との相関関係を表したグラフです。小中学校ともに読書冊数が多いほど各科目の得点も高くなる傾向が見られています。(グラフ①、②)

また、「読書は好きですか」という質問に対して肯定的な児童生徒ほど、各科目の得点が高い傾向も見られました。(グラフ③、④) 特に、「当てはまる」と回答した児童生徒の各科目の得点が非常に高い傾向が見られます。

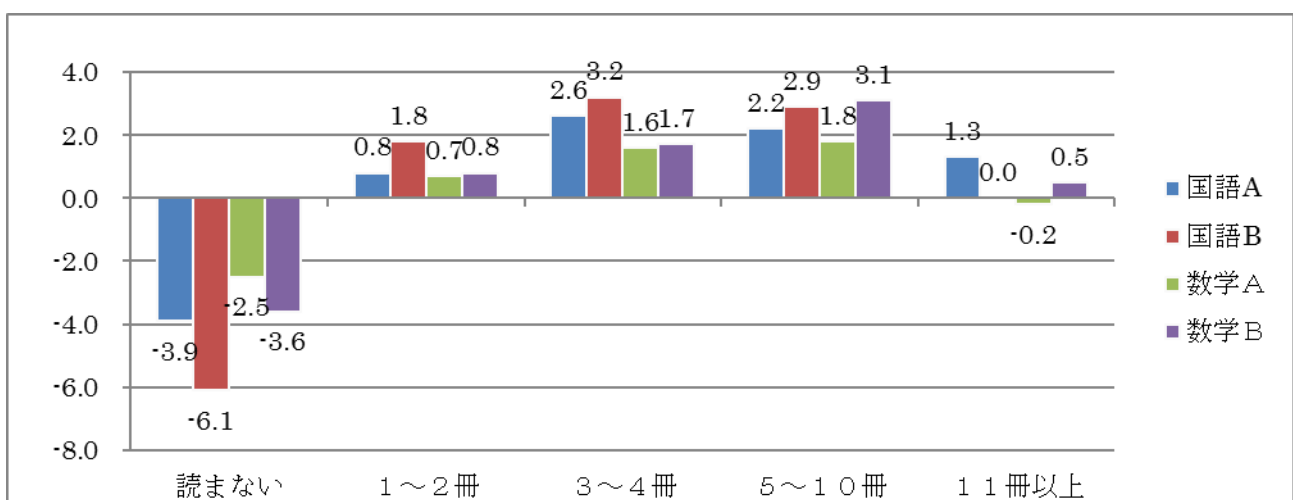
(平成25年度「読書に関する調査」の結果 平成26年3月 福島県教育委員会)

グラフ① 1か月の読書冊数と平均正答率との関係 ※ 平均正答率との差



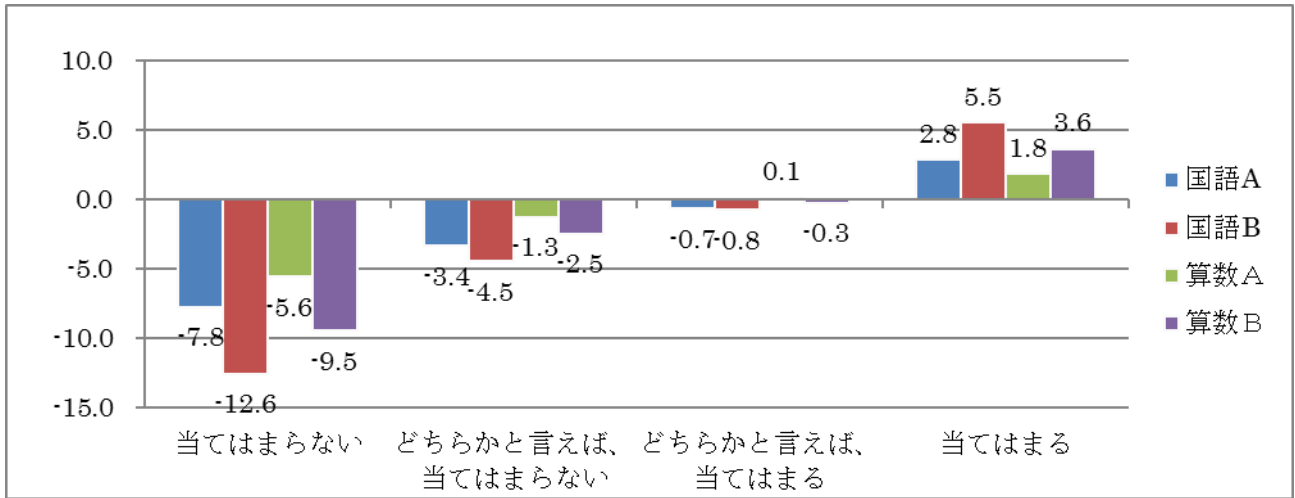
平成25年度全国学力・学習状況調査 福島県調査結果 (小学校)

グラフ② 1か月の読書冊数と平均正答率との関係 ※ 平均正答率との差



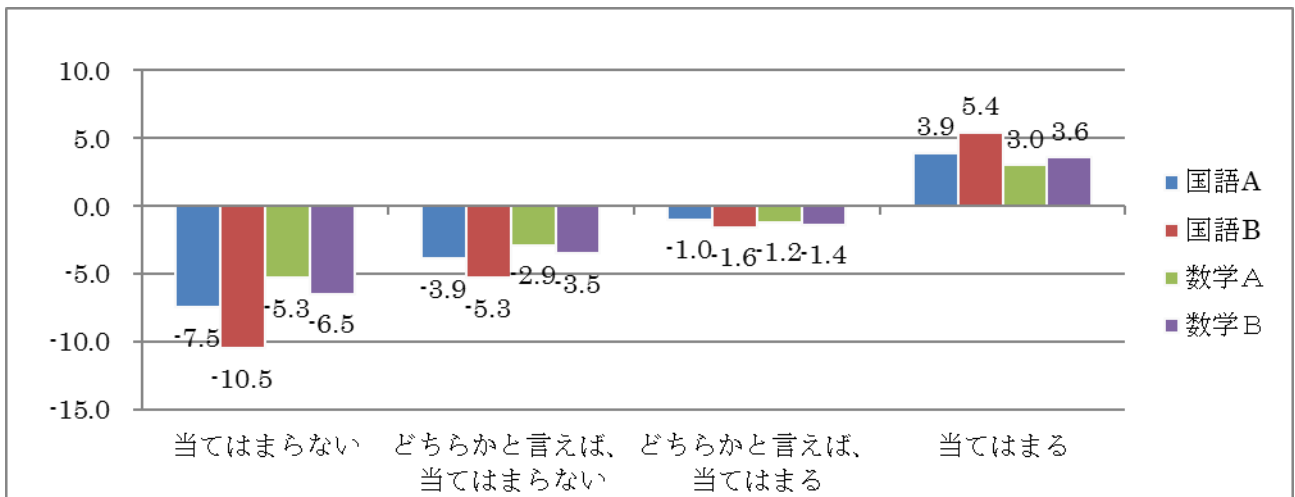
平成25年度全国学力・学習状況調査 福島県調査結果 (中学校)

グラフ③ 「読書は好きですか」という質問への回答と平均正答率との関係 ※ 平均正答率との差



平成25年度全国学力・学習状況調査 福島県調査結果（小学校）

グラフ④ 「読書は好きですか」という質問への回答と平均正答率との関係 ※ 平均正答率との差



平成25年度全国学力・学習状況調査 福島県調査結果（中学校）



【読書活動支援者育成事業 ステップアップ研修】

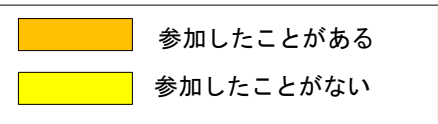
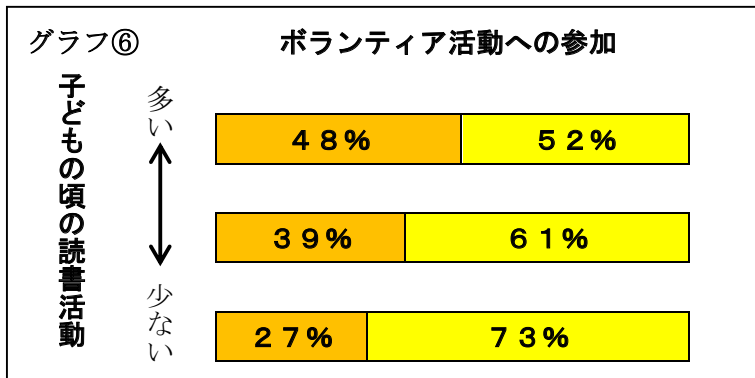
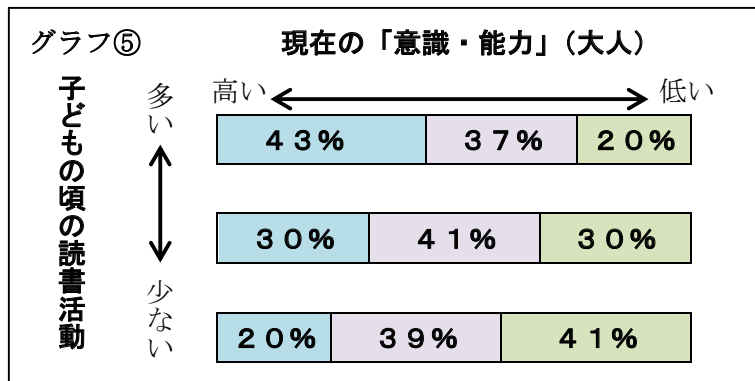


【子ども読書推進シンポジウム】

【読書と未来志向や社会性等の意識・能力の関係】

国立青少年教育振興機構では、「子どもの読書活動と人材育成に関する調査研究会」を設置し、子どもの頃の読書活動が、成長してからの意識・能力に及ぼす影響や効果等について調査を実施しました。（「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究」報告書 平成25年2月 国立青少年教育振興機構）

子どもの頃の読書活動が多い大人ほど、未来志向や社会性等の「意識・能力」が高い傾向にあります。（グラフ⑤）また、子どもの頃に読書活動が多い大人ほど、ボランティア活動に参加している人が多い傾向にあります。（グラフ⑥）



< 「意識・能力」に関する質問項目例 >

未来志向	職業意識	できれば社会や人のためになる仕事をしたいと思う など	社会性	共生感	友達がとても幸せな体験をしたことを知ったら、私までうれしくなるなど
	将来展望	私には将来の目標がある など		規範意識	電車やバスに乗ったとき、お年寄りや身体の不自由な人に席をゆずろうと思う など
	自己啓発	自分の能力を発揮するために学習や能力開発に取り組みたい など		人間関係能力	友達に相談されることがよくあるなど
自己肯定	自尊感情	自分のことが好きである など		意欲・関心	なんでも最後までやり遂げたいなど
	充実感	自分の好きなことがやれていると思える など		文化的作法・教養	日本の昔話を話すことができるなど
市民性		新聞やテレビ、インターネットで政治に関する報道を閲覧・視聴するなど			

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

学校図書館法

昭和28年法律第185号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)(以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。

二 学校図書館の設定及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。

三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和 29 年 4 月 1 日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成 15 年 3 月 31 日までの間(政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間)、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「国は」の下に「、第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三条中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



【子どもの本がつなぐスマイルプロジェクト

親子ふれあいフェスティバル 本の展示】



【檜葉町：学校での一斉読書の様子】

資料5

福島県子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本県における子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福島県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 子どもの読書活動についての普及・啓発に関すること。
- (2) 家庭、地域、学校及び民間団体等の連携・協力に関すること。
- (3) 福島県子ども読書活動推進計画の進捗状況についての検討・評価に関すること。
- (4) 福島県子ども読書活動推進計画作成に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動を推進するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、学識経験者、社会教育関係者、学校図書館の関係者、公立図書館等の関係者、家庭教育の関係者、読書活動に係るボランティア団体等の関係者等で構成し、福島県教育委員会教育長（以下「教育長」という）が依頼する。

(任期)

第4条 委員の任期は、依頼を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、推進会議の会務を総理し、推進会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(推進会議の招集等)

第6条 推進会議は、教育長が招集する。

- 2 推進会議は、必要があるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、福島県教育庁社会教育課内に置く。

- 2 事務局は必要に応じて、関係各課の担当によるワーキンググループ会議を開催することができる。なお、ワーキンググループ会議については別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成16年4月28日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。



資料6

福島県の公共図書館

	図書館名	郵便番号	住所
* 1	福島県立図書館	〒960-8003	福島市森合字西養山1
* 2	福島市立図書館	〒960-8018	福島市松木町1-1
	〃 西口ライブラリー	〒960-8053	福島市三河南町1-20
	〃 子どもライブラリー	〒960-8044	福島市早稲町1-1
* 3	二本松市立二本松図書館	〒964-0917	二本松市本町一丁目102
	〃 岩代図書館	〒964-0313	二本松市小浜字藤町242
* 4	伊達市立図書館	〒960-0502	伊達市箱崎字川端7
* 5	本宮市立しらさわ夢図書館	〒969-1203	本宮市白岩字堤崎500
* 6	郡山市中央図書館	〒963-8876	郡山市麓山一丁目5-25
	〃 希望ヶ丘図書館	〒963-8035	郡山市希望ヶ丘1-5
	〃 安積図書館	〒963-0107	郡山市安積一丁目38
	〃 富久山図書館	〒963-8061	郡山市富久山町福原字泉崎181-1
* 7	須賀川市図書館	〒962-0831	須賀川市八幡134
	〃 長沼図書館	〒962-0292	須賀川市長沼町字金町85
	〃 岩瀬図書館	〒962-0302	須賀川市柱田字中地前22
* 8	田村市図書館	〒963-4312	田村市船引町船引字扇田19
	〃 滝根分館	〒963-3602	田村市滝根町神俣字町48
	〃 大越分館	〒963-4111	田村市大越町上大越字元池87-5
	〃 都路分館	〒963-4701	田村市都路町古道字本町33-4
	〃 常葉分館	〒963-4602	田村町常葉町常葉字町裏1
* 9	白河市立図書館	〒961-0957	白河市道場小路96-5
	〃 東図書館	〒961-0303	白河市東釜子字狐内47
	〃 表郷図書館	〒961-0416	白河市表郷金山字長者久保2
	〃 大信図書館	〒961-0309	白河市大信町屋字沢田25
* 10	会津若松市立会津図書館	〒965-0871	会津若松市栄町3-50
* 11	喜多方市立図書館	〒966-0822	喜多方市字柳原7503-1
* 12	相馬市図書館	〒976-0042	相馬市中村字塚ノ町65-16
* 13	南相馬市立中央図書館	〒975-0004	南相馬市原町区旭町2丁目7-1
	〃 小高図書館	〒979-2124	南相馬市小高区本町2丁目89-1
	〃 鹿島図書館	〒979-2333	南相馬市鹿島区寺内字迎田22-1
* 14	いわき市立いわき総合図書館	〒970-8026	いわき市平字田町120
	〃 小名浜図書館	〒971-8166	いわき市小名浜愛宕上7-2
	〃 勿来図書館	〒974-8261	いわき市植田町一丁目2-2
	〃 常磐図書館	〒972-8318	いわき市常磐関船町作田1
	〃 内郷図書館	〒973-8403	いわき市内郷綴町榎下40-1
	〃 四倉図書館	〒979-0201	いわき市四倉町字東一丁目50

	図書館名	郵便番号	住所
15	鏡石町図書館	〒969-0404	岩瀬郡鏡石町旭町440-6
16	古殿町図書館	〒963-8304	石川郡古殿町大字松川字横川235
* 17	三春町民図書館	〒963-7759	田村郡三春町字大町12-1
* 18	小野町ふるさと文化の館	〒963-3401	田村郡小野町大字小野新町字中通2
* 19	矢吹町図書館	〒969-0271	西白河郡矢吹町小松481
* 20	泉崎図書館	〒969-0101	西白河郡泉崎村泉崎字館24-9
21	棚倉町立図書館	〒963-6131	東白川郡棚倉町大字棚倉字新町21-1
22	矢祭もったいない図書館	〒963-5118	東白川郡矢祭町大字東館字石田25
23	塙町立図書館	〒963-5405	東白川郡塙町大字塙字栄町68-6
24	鮫川村図書館	〒963-8401	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿64-2
25	猪苗代町図書館	〒969-3123	耶麻郡猪苗代町字古城町132-7
* 26	南会津町図書館	〒967-0004	南会津郡南会津町田島字宮本東22
27	新地町図書館	〒979-2702	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40-1
* 28	富岡町図書館 (教育委員会事務局)	〒963-8205	郡山市桑野2丁目1-1
* 29	大熊町図書館 (教育委員会事務局)	〒965-0873	会津若松市追手町2-41 (会津若松市役所第二庁舎内)
30	双葉町図書館 (教育委員会事務局)	〒974-8212	いわき市東田町2丁目19-4
* 31	浪江町図書館 (教育委員会事務局)	〒964-0984	二本松市北トロミ573
32	財団法人金森和心会 クローバー子供図書館	〒963-8851	郡山市開成六丁目346-1

※ 番号左に*のついている図書館は、

福島県図書館情報ネットワーク事業「横断検索参加館」。

その他に、福島県男女共生センターも横断検索参加館となっている。

(平成27年2月現在)



【読書活動支援者育成事業 人材育成基礎研修】



【県立図書館】

資料 7

第三次「福島県子ども読書活動推進計画」作成委員会

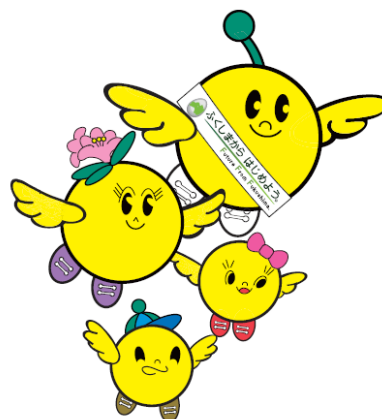
(1) 委員

委嘱の区分	所属・役職等	氏名
学識経験者	国立大学法人福島大学 名誉教授	高野 保夫
社会教育関係者	福島県PTA連合会 副会長	山岸 波
学校図書館関係者	福島県学校図書館協議会 会長	今野 隆
公立図書館等の関係者	本宮市しらさわ夢図書館 館長	菅野 安彦
家庭教育関係者	福島県家庭教育インストラクター協議会	高橋 明子
読書ボランティア団体の関係者	白河市立みさか小学校 図書ボランティア	金沢 美香

※ 第三次「福島県子ども読書活動推進計画」作成委員会は福島県子ども読書活動推進会議委員を兼ねる

(2) 開催状況

開催月日	場 所	会 議 概 要
H26. 6. 3	福島県立図書館	第二次計画期間の成果と課題の意見交換
H26. 7. 16	福島県立図書館	骨子案協議
H26. 10. 8	福島県立図書館	素案協議
H26. 11. 26	福島県立図書館	素案再協議
H27. 1. 22	福島県立図書館	最終案協議





キビタン

福島県の鳥「キビタキ」をモチーフにしたキャラクター。
未来に羽ばたく福島県の復興シンボルとして活躍しています。

平成27年度からおおむね5年間、

本計画にそって、子どもの読書活動推進の取組を進めます。

第三次 福島県子ども読書活動推進計画

～ ふくしまの未来をひらく 読書の力 ～

福島県教育委員会

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

TEL: (024) 521-7799 FAX: (024) 521-7974